

インターネット業務妨害の現状と対策

インターネット業務妨害の実態と課題

- I 私に何が起こったのか
- II 私が会った加害者たち
- III 炎上の定義。炎上の原理。そして、人はなぜ炎上行為に参加するのか
- IV 日本におけるネット炎上をめぐる法律的課題



第一東京弁護士会会員

唐澤 貴洋

Karasawa, Takahiro

I 私に何が起こったのか

1 はじめに

私は、今現在もおインターネット上で誹謗中傷や業務妨害を受けている。それは、2012年3月に担当することになったインターネット掲示板2ちゃんねる(以下「2ちゃんねる」という。)への投稿記事削除等請求事件をきっかけとする。本稿執筆時点の2020年12月では、既に8年超の権利侵害を受けていることになる。ここでは、私がなぜ業務妨害を受けるに至ったか、そして、どのような権利侵害を受けていたのかについて述べたい。

2 きっかけ

私は、依頼者が誹謗中傷を反復継続して受ける「炎上」状態にあった案件で、依頼者を誹謗

中傷する記事の削除等をしようと、2ちゃんねるに対して削除等の請求を行った。当時の同掲示板の削除方法としては、掲示板にスレッドを立てて、削除等請求を公開の場所で弁護士名を出して行わなければならなかった。

そのルールにのっとって、私が2ちゃんねる上で削除等請求を行うやいなや直ちに私に対する誹謗中傷が掲示板で行われるようになった。今でもそのときのことは覚えている。削除等請求が終わり、仕事仲間と事務所近くで食事をしていたときに、2ちゃんねるで私を誹謗中傷する投稿がなされていた。誹謗中傷は、「詐欺」、「無能」などとの言葉を用いて行われた。削除等請求をした瞬間に、私自身も炎上当事者となったのだ。

具体的には、掲示板で私の事務所(当時、私の事務所は、「恒心綜合法律事務所」という事務所名であった。)のホームページやTwitter

が探し当てられ、^{やゆ}擲^てされ出していた。当時、私の事務所は、誹謗中傷問題をメインの分野として、仕事をしていたので、名誉毀損と関わりがある政治家、芸能人、著名人などをTwitterでフォローしていた。この中の芸能人にアイドルがいたことがインターネット上では問題視されていた。私に、アイドルオタクを意味する「ドルオタ」とのレッテルを張り付けることで、ある種の高揚感を味わっているサイバー上の不特定多数人（「サイバーモブ」ともいう。）に違和感を覚えた。インターネットでは、性的なことや何か差別的な意識に裏付けられた言葉をレッテルとして張り付けて、人を擲^てするというのはよく行われる手法である。

3 変化する権利侵害

私に対する権利侵害行為は、当初、誹謗中傷のみだったが、段々とエスカレートしてきた。はじめに起こったのが殺害予告である。2012年7月22日、「唐澤貴洋殺す」という投稿が、2ちゃんねるになされた。これを投稿したのは、1997年生まれの当時15歳の少年であった。同人の父親は、とある中小企業の社長をしていた。私は、何不自由ない家庭で育ったであろうはずの人間が簡単に犯罪行為に手を染めてしまっていることに違和感を覚えた。一人の少年が始めた殺害予告は模倣され、その後私に対して大量の殺害予告がなされるに至った。殺害予告をめぐっては、2014年3月に初めて逮捕者が出て、その後も、書類送検が複数人に対してなされ、刑事処分が下された。

次に起こったのは、プライバシー侵害行為であった。私の実家の不動産登記簿がさらされ、実家・自宅が特定される、街中で盗撮をされる、ポストの中身が荒らされる、中学時代の卒業文集などが投稿される、大学時代の住所が投稿される、祖父母や弟のお墓が特定されるということが行われた。その過程の中で、何ら関係

のない同姓同名の方の不動産登記簿があげられるといった事態も生じた。そういったことが起こるのは、企業等団体のデータベースにおける個人情報管理が杜撰^{ずさん}であることを示していた。さらに、私的空間の立入りは、インターネットへのプライバシー情報の投稿にとどまらず、動画配信サービスを利用して実況中継をしながら私の事務所にやってくる、私の祖父母や弟のお墓にペンキをばらまくといった実際の行動を伴う形で過激になっていった。

2015年6月からは、地方自治体に対する爆破予告に、私の名前が使われた。爆破予告に名前が使われることで、警察や地方自治体への対応に追われ、業務が著しく妨害された。爆破予告事件では、突然、警察の方が事務所に訪れ、通信ログの提供を要請されたが、自分がもしかすると嫌疑を持たれているのではないかとの思いに駆られ、大変な恐怖を覚えた。その後、複数回爆破予告をしていた者が逮捕され、実刑判決を受けたことで一旦はその模倣は収まった。しかし、現在も様々な団体への爆破予告は断続的に行われている。

その他嫌がらせを挙げればきりがないが、インターネット上での嫌がらせとして、私が経営する法律事務所のなりすましサイトや、私の個人名のTwitterアカウントが作られるということがあった。なりすましアカウントが乱立することで、どれが本当のアカウントかわからないとよく言われる。なりすましアカウントでは、他人への権利侵害や意味不明な言動が発信されていることが多い。インターネットでは、他人の人格になりすますことは容易であり、このこと自体を端的に取り締まる法律は存在しない。

II

私が会った加害者たち

これまで、私への加害行為により10人以上が

刑事事件として立件されており、そこで把握した加害者の属性、また、個人的に把握した殺害予告犯等業務妨害行為者複数名の属性は、10代の学生が多数、次いで20代の学生及び無職、そして30代の無職であり、全て男性であった。

その中の複数名と実際に会った。親がいる者は、親も一緒に会う機会を持った。その結果、加害者のコミュニケーション能力は低く、周りに加害者のことを理解している者が少ない孤独な者が多いと感じた。動機も自身の身近な生活にあることを忘れたかった、インターネットで反応があるのが面白かった、没入感を味わいたかったなどであり、個人的に私に恨みを持って炎上行為に加担した者はいなかった。罪悪感を持って行為に及んでいた者はおらず、刑事事件になるという認識も持っていなかった。そして、皆私と何ら関係がない人だった。親は、子どもがインターネット上で何をしているのか知らず、また、そもそも私からの問合せや刑事事件にならなければ、そのようなことに關心しない印象を受けた。

ある加害者の少年とその両親に同席してもらい話をしたときである。少年の父親が少年の横に座っていたが、父親はどこか現実感覚がなく、子どもとのコミュニケーションがうまくいっていないように見えた。そこで、家庭内のことを聞いてみた。少年と少年の母親は、父親に大変気を使っており、言いたいことも言えない、咳^{せき}をするのにも気をつかう環境にあると言っていたのが印象的である。少年は、なぜ私に対して殺害予告をしたのかという問いに対して、殺害予告をするとインターネットで反応があり、自分の日常を忘れられると返答した。

III

炎上の定義。炎上の原理。そして、人はなぜ炎上行為に参加するのか

1 炎上の定義

私への業務妨害はいわゆる「炎上」の中で行われた。ここでは、炎上についての私の考え方を示し、今後の議論の参考にしてもらいたい。炎上が、インターネット上での誹謗中傷等権利侵害行為又は違法とは評価できない批判行為の繰り返しを特徴とすることには争いはないと思う。これに対して、炎上が誰によってなされているかを定義の中に入れることは難しい。匿名を維持した状態でなされることが多いので外形的にはわからず、参加者の多寡は一見不明であるため、一概に参加者はこうだとは言えないからだ。そこで、炎上の定義としては、インターネット上で誹謗中傷等権利侵害行為又は違法とは評価できない批判行為が反復継続して行われる現象としたい。

なお、炎上行為は、特定少数であっても行うことが可能である。私の件に限っていえば、コアな人物が逮捕されたり、刑事的に立件されたりすると、同様の行為が収まることが多い。これが意味するのは、加害行為に及んでいる者の数が必ずしも多数ではない可能性だ。統計的な研究は、山口真一准教授(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター)の『ネット炎上の研究 誰があおり、どう対処するのか』(勁草書房、2016年)が詳しい。同書の中では、個別事件で書き込みを行う人は、ごく一握りであることが示されている。この結論は、私が実務において感じていること、ノイジー・マイノリティが炎上行為における中心的活動を行っているということと一致する。

2 炎上の原理

次に、炎上がどういうきっかけで発生し、継続していくのか、その原理について私見を述べ

る。炎上というものは、インターネット上では、投稿、すなわち意思伝達行為の形で出現している。すなわち、炎上は、ある種のコミュニケーションの総体と言ってもいい。人間の中で感情の起伏があり、その感情の起伏に基づいた意見を他者に伝えようとするときに、コミュニケーションがなされる。すなわち、炎上は、人間の感情（嫉妬、怒り、悲しさ、自尊心など）や価値観（正義感、政治的信条など）に訴求する現象が生じたときに発生する。トリガーとなる事象の訴求力が強ければ強いほど、発生する意見の数、情報量も多くなり、炎上は大きくなる。

炎上の中で行われていることが、単なる誹謗中傷ならまだ理解できるが、私に起こった事象は一般の方には理解し難いだろう。誹謗中傷の域を越え、生命への危険性、現実的な生活上に支障が出る事態が、日々頻繁に生じている。このようなことがなぜ起こりうるのか。これは、炎上という現象が、炎上行為によって達成する目的が存在せず、ただ炎上が続くことが自己目的化している側面があることにほかならない。コミュニケーションは、通常、相手に対して意思を伝え、何らかの影響を相手に及ぼそうとする営みであるが、存続のみを目的とした炎上は、コミュニケーションの本来的、機能的な意味はなく、コミュニケーション環境としての場が存続し、孤独な者の居場所を維持するために存在するのだ。コミュニケーション環境が維持されるためには、「ネタ」が必要とされる。同じネタばかり話していても、コミュニケーションは続かない。卑近な例として、小学校や中学校でのコミュニケーションが挙げられる。前日あったスポーツなり共通の趣味の話などコミュニケーションのネタになる話を仕入れてきて、その場で話すが、その営みには意味などない。大人になれば、何を話したか覚えている者はほとんどいないだろう。そこでは、コミュニケー

ションをして時間を消費しているという事実だけが重要なのであり、炎上も同じだ。新しいネタを仕入れて消費していくが、日々の消費には特に意味はない。炎上で、誹謗中傷をはじめとして、プライバシー侵害等次から次へと権利侵害行為が行われるのは、新たなネタを作って、炎上を維持しようとする試みにほかならない。インターネットでは、炎上行為に参加していた者同士で、権利侵害し合うというカニバリズム（共食い）がよく見受けられる。このような共食いもまた、あらたなネタ提供として炎上の中で消費されていくのだ。

炎上参加者は、コミュニケーションという情報の海に入り、没入感を味わっている。これにより、現実世界と隔離されてある種の満足感を覚え、かつコミュニケーションが相互作用に基づくものではなく単に攻撃するだけの場合にはある種の万能感を味わうことができる。さらに、過激な権利侵害行為がネタ提供として称賛されることで承認欲求が充足される。これが、私が考える炎上行為参加者の本質的な動機である。

IV 日本におけるネット炎上をめぐる法律的課題

1 はじめに

今現在、インターネット上で炎上現象にあつたら、被害者は実質的には泣き寝入りせざるをえない。その理由は、加害者を特定することに伴う負担を被害者が負担しなければならないこと、インターネットでは炎上現象により大量に拡散した投稿記事を全て削除するのは不可能に近いこと、技術的な問題やインターネットというそもそも国境概念を前提としていない舞台での権利侵害行為に対して警察をもってしても一定の限界が存在することにある。

2 被害者負担の問題

インターネットで誹謗中傷された場合、加害者を特定するために、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）を用いる。ここでは、権利侵害が明白であるときに限って、発信者情報が開示される。発信者情報としては、基本的にIPアドレス及びタイムスタンプ並びに契約者情報を必要とするため、2回にわたり法的手続きをとる必要がある。コンテンツプロバイダであれ、経由プロバイダであれ、通信の秘密の保護を理由として、発信者情報の開示には裁判手続きをとることを求めるプロバイダが多数である。これは、2回にわたる裁判手続きを被害者は自己負担で行わなければならないことを意味する（この点については、現在、新たな手続の創設が議論されている。）。日本の名誉毀損訴訟で認められる損害賠償金は低額である。仮に発信者を特定できたとしても弁護士費用等やその間受けた精神的損害を慰謝するに十分な損害賠償金を獲得するのは困難である。

また、プロバイダに対する発信者情報の保存形式及び方法について法定されていないため、開示されたIPアドレス及びタイムスタンプを基にしても、発信者情報の開示を受けることができないということがある。また、開示されたIPアドレスが海外のものであれば、発信者の特定は事実上不可能となっている。

そして、日本では、匿名訴訟が認められていないため、発信者情報開示請求訴訟は、被害者が実名を出して訴訟を追行しなければならない。この場合、被害者が発信者情報開示請求訴

訟を提起しているという事実がインターネット上に投稿され、新たな誹謗中傷がなされるといった事態が生じている。

3 記事拡散の問題

炎上して一旦記事が拡散してしまうと全ての記事を掲載先から削除するのは事実上困難となる。海外のアーカイブサイトに保存され、そのサイト運営者は一切削除に応じないという場合もある。ウェブサイトの運営者が意図的に海外のレジストラ、海外のホスティングサービス、Cloudflareなどのコンテンツデリバリーネットワーク（CDN）を利用し、責任主体であることを意図的に隠し、ウェブサイトの適切な管理を怠るものすら存在する。

誹謗中傷記事を一般に見られないようにする手段として検索エンジンに検索結果からの削除を求めることが考えられるが、検索エンジンからの記事削除を求めるのには裁判手続きを要する場合があり、被害者にとっては多大な負担である。

4 国境を超える捜査の限界の問題

インターネットでは、海外ホスティングサービス、海外レジストラ、CDN、TOR、プロキシといった要素を組み合わせることにより、海外に責任主体がいるかのような偽装が容易にでき、警察の捜査をかく乱することが容易となっている。このような技術に対して、早急に対応する必要がある。これには、国際間の捜査共助の体制を整えるとともに、技術的な対応をしていく必要もある。